

保護者様

愛知教育大学附属幼稚園

園長 杉浦 美智子

## 学校感染症について

学校保健安全法に基づき、お子様が学校感染症に指定されている病気にかかった場合、出席停止の措置をとり、感染拡大防止に努めます。下記のような病気と診断されましたら、必ず幼稚園に連絡をしていただきますようお願い致します。

また、医師の診断を受け、出席停止期間を早めて登園が可能となった際には、別紙の「学校感染症罹患報告書」を保護者の方で記入の上、担任へ提出していただきますようお願い致します。

### 学校感染症の種類と出席停止期間

(学校保健安全法施行規則第18条・第19条)

感染症の種類		出席停止の期間	
第一種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウィルスによるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（病原体がH5N1型に限る） <b>新型コロナウイルス感染症</b>	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

「2 病名」に記載してある感染症について、医師の診断により、出席停止期間を早めて登園が可能となった場合にのみ、この用紙を提出してください。

記載がない疾患については、提出の必要はありません。また、出席停止期間を過ぎてから登園される場合も提出の必要はありません。

令和 年 月 日

国立大学法人  
愛知教育大学附属幼稚園長様

## 学校感染症罹患報告書

下記のように医師の診断を受けましたので、報告します。

記

1 \_\_\_\_\_組 園児氏名 \_\_\_\_\_  
保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

2 病名 ※ 当てはまる病名に○を付けてください。

（ インフルエンザ（ 型） ・ 百日咳 ・ 麻疹 ・ 流行性耳下腺炎  
咽頭結膜熱 ）

3 出席停止の期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（発症日： 月 日）

（診断日： 月 日）

4 受診した医療機関名

---